

令和2年
4月1日から

公共施設等の

使用料が変わります



見直しの考え方

公共施設は、設置背景や目的、提供しているサービスが施設の種類によって異なります。

今回の見直しでは、施設の種類ごとに「公共性」と「収益性」の視点から分類し、施設利用者の負担割合を設定しました。

新しい使用料は、それぞれの施設に必要な「維持管理費」をもとに原価を計算し、この負担割合等に乗じて算出しています。

施設利用者の負担割合

小	50% 公民館、学校体育施設 など	100% 体育施設、文化施設 など
大	0% 図書館、公園 など	50% コミュニティ防災 センター

公共性 ↑ ↓

← 小 収益性 大 →

見直しのポイント

①施設ごとの使用料の変更

使用料の積算根拠を明確にし、見直しを行いました。見直し幅は、現在の使用料の【1.5倍】を上限としました。冷暖房料も別途見直しを行っています。

②時間や利用単位の見直し

昼夜区分をなくし、1時間単位の料金をそろえるなど、利用実態に合わせた利用単位とし、それに合わせた使用料を設定しました。

③減免の見直し

今回の見直しに合わせて、対象を整理し、減免割合も変更しています。それにより、これまで使用料を免除していた団体でも使用料が発生する場合があります。

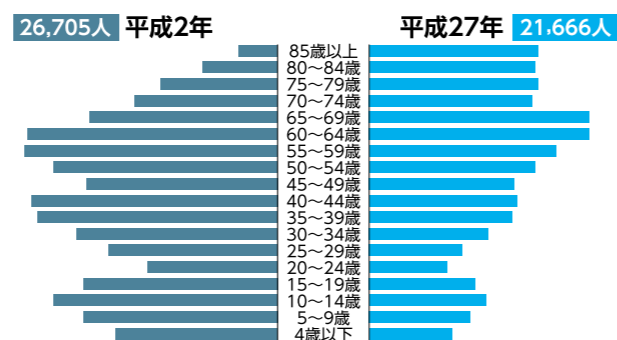
④町民料金の設定

公平性を確保することを目的として、町民以外の利用者は、町民より高い料金設定となるよう、町民の基準を設定しています。

なぜ、今、使用料の見直しをするの？

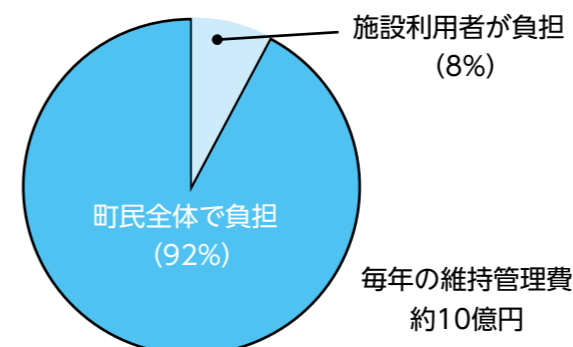
持続可能な公共施設の運営へ
みなさまのご理解をお願いします

①少子高齢化が進み、人口構成が変化しています



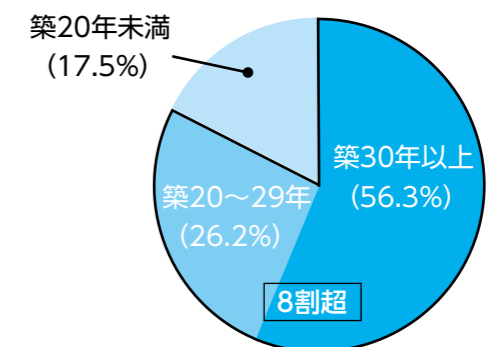
将来を考えて利用実態に合わせた見直しを実施していかなければなりません。

②使用料をいただく施設の維持管理費は9割以上が町税などで運営されています



利用する方が負担する「受益者負担」と利用しない方が町税で負担する「公費負担」の割合を見直します。

③施設の老朽化が進み、今後今より多くの改修費用などが発生します



今後も安全に施設を使い続けるために見直します。

主な施設の使用料

(令和2年4月1日から)

※表示はすべて町民料金です。

公民館

施設名	改定後	現行
余目第一公民館、 余目第三公民館 ホール	730円 (320円)	490円 (470円)
余目第二公民館 受講室	330円 (90円)	220円 (110円)
余目第四公民館 多目的ホール	1,110円 (580円)	740円 (280円)
狩川公民館 大ホール	1,490円 (620円)	1,180円 (470円)
清川公民館 大広間	900円 (310円)	600円 (240円)
立谷沢公民館 大会議室	780円 (280円)	520円 (210円)

※全て1団体1時間当たりの使用料
()は冷暖房使用料(別途)

響ホール

施設名	改定後	現行
大ホール	3,600円 (1,230円)	3,000円 (2,360円)
小ホール	1,750円 (360円)	1,170円 (700円)
研修室2 (旧研修室2.3)	700円 (280円)	470円 (270円)
練習室	510円 (70円)	340円 (200円)

※全て1団体1時間当たりの使用料
()は冷暖房使用料(別途)

北月山荘

区分	単位	改定後	現行
入浴料	1回	400円	350円
宿泊料	1泊	4,000円	3,500円

※全て大人1人当たりの使用料

八幡スポーツ公園

施設名	単位	改定後	現行
総合体育館アリーナ	1時間	1,000円	700円
屋内多目的、第二屋内多目的運動場	1時間	2,200円	1,500円
サッカー場	1時間	1,200円	800円
総合体育館トレーニングルーム	1カ月	900円	600円

グラウンドゴルフ場

施設名	改定後	現行
笠山グラウンドゴルフ場	600円	—
ひだまり	600円	—

※全て1団体1時間当たりの使用料
(大会などの占有の場合のみ)

その他体育施設

施設名	改定後	現行
体操センター	450円	300円
テニスコート	450円	300円

※全て1団体1時間当たりの使用料

公共交通

路線		改定後	現行
幹線バス	同地域内	150円	100円
	立谷沢⇄清川・狩川	300円	200円
	余目⇄清川・狩川	300円	200円
	立谷沢⇄余目	450円	300円
循環バス(1~4コース、中心市街地)		150円	100円
デマンドタクシー		150円	100円

※全て1人1乗車当たりの使用料

疑問にお答えします

Q&A

1

Q 令和2年3月までに購入した定期券は、4月以降も使えるの？

A 3月までに旧料金で購入された定期券は、4月以降も追加料金なしでご利用いただけます。4月以降に購入される場合、新しい使用料が適用されます。

2

Q 令和2年3月までに施設の利用申込みをして4月以降に利用する場合、使用料はどうなるの？

A 利用日の使用料が適用されます。4月以降の予約をされた方には、新しい使用料の見積もりをお出しできますので、予約した施設にお問合せください。

3

Q 町民料金が適用となる町民は、どのような人が対象となるの？

A 個人は、町内に居住している方が対象です。団体は構成員の半数以上が町内に居住している団体、もしくは町内に事務所、事業所等がある法人となります。

4

Q 使用料の見直しについて、もっと詳しく知りたい。

A 基本方針や見直しの内容については、町HPに掲載しています。また、出前講座も行っています。ご希望の団体は問合せ先までご連絡ください。

みなさまのご理解 ご協力をお願いします

■問合せ：総務課改革推進係 ☎0234-43-0297